

C D S 清算業務における代用有価証券の掛目の見直しについて

○ 本改正に伴う変更箇所について下線赤字で示しております。

項番	現行		変更後	
	有価証券の種類	時価に乘すべき率（掛目）	時価に乘すべき率（掛目）	その他変更点
1	国債証券（※１） （※２）	(1) 国債（変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間１年以内のもの ９ ９ % b 残存期間１年超５年以内のもの ９ ９ % c 残存期間５年超１０年以内のもの ９ ８ % d 残存期間１０年超２０年以内のもの ９ ６ % e 残存期間２０年超３０年以内のもの ９ ３ % f 残存期間３０年超のもの ９ ２ % (2) 変動利付国債 a 残存期間１年以内のもの ９ ９ % b 残存期間１年超５年以内のもの ９ ９ % c 残存期間５年超１０年以内のもの ９ ９ % d 残存期間１０年超２０年以内のもの ９ ９ % (3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間１年以内のもの ９ ９ % b 残存期間１年超５年以内のもの ９ ９ % c 残存期間５年超１０年以内のもの ９ ８ % d 残存期間１０年超２０年以内のもの ９ ４ % e 残存期間２０年超３０年以内のもの ９ １ % f 残存期間３０年超のもの ８ ７ %	(1) 国債（変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間１年以内のもの ９ ９ % b 残存期間１年超５年以内のもの ９ ９ % c 残存期間５年超１０年以内のもの ９ ８ % d 残存期間１０年超２０年以内のもの <u> 9 5 %</u> e 残存期間２０年超３０年以内のもの ９ ３ % f 残存期間３０年超のもの ９ ２ % (2) 変動利付国債 a 残存期間１年以内のもの ９ ９ % b 残存期間１年超５年以内のもの ９ ９ % c 残存期間５年超１０年以内のもの ９ ９ % d 残存期間１０年超２０年以内のもの ９ ９ % (3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間１年以内のもの ９ ９ % b 残存期間１年超５年以内のもの ９ ９ % c 残存期間５年超１０年以内のもの ９ ８ % d 残存期間１０年超２０年以内のもの ９ ４ % e 残存期間２０年超３０年以内のもの ９ １ % f 残存期間３０年超のもの ８ ７ %	—
2	アメリカ合衆国財務省証券	(1) 残存期間１年以内のもの ９ ４ % (2) 残存期間１年超５年以内のもの ９ ２ % (3) 残存期間５年超１０年以内のもの ９ １ % (4) 残存期間１０年超２０年以内のもの ８ ８ % (5) 残存期間２０年超３０年以内のもの ８ ８ % (6) 残存期間３０年超のもの ８ ８ %	(1) 残存期間１年以内のもの ９ ４ % (2) 残存期間１年超５年以内のもの ９ ２ % (3) 残存期間５年超１０年以内のもの ９ １ % (4) 残存期間１０年超２０年以内のもの <u> 8 9 %</u> (5) 残存期間２０年超３０年以内のもの ８ ８ % (6) 残存期間３０年超のもの ８ ８ %	—

※１ 日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの又は国内の金融商品取引所に上場されているものに限りです。

※２ 国庫短期証券を含みます。なお、物価連動国債については、従来どおり代用有価証券の対象外となります。

（注）代用有価証券の代用価格の算出に用いる時価については、現行どおりの取扱いとなります。

以 上